

伊 勢 市 公 報

第 281 号
平成 29 年 7 月 20 日
木 曜 日

目 次

	頁
訓 令	
○ 伊勢市文書管理規程の一部を改正する訓令	2
告 示	
○ 伊勢市岡本町財産区議会の招集について	4
○ 地縁団体の認可について	5
教育委員会告示	
○ 教育委員会会議の招集について	7
公 告	
○ 公示送達	8
○ 公示送達	10
○ 公示送達	12
○ 公示送達	13
○ 伊勢市地域農業の振興に関する計画の変更に係る案の縦覧について	14
議会公告	
○ パブリックコメントの実施について	16

伊勢市文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成 29 年 7 月 4 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市訓令第7号

伊勢市文書管理規程の一部を改正する訓令

伊勢市文書管理規程（平成17年伊勢市訓令第6号）の一部を次のように改正する。

第1条の見出しを「(趣旨)」に改め、同条中「本市における」を「市長の権限に属する事務に係る」に、「定めることを目的とする」を「定めるものとする」に改める。

第2条第1号中「現に保管し、又は保存しているもの」を「職員が組織的に用いるものとして、課又は出先機関が保有しているもの」に改める。

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。

伊勢市告示第 85 号

伊勢市岡本町財産区議会を次のとおり招集します。

平成 29 年 7 月 12 日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 招集の日時 平成 29 年 7 月 19 日（水）午後 5 時
- 2 招集の場所 伊勢市岡本 2 丁目 2 番 30 号
伊勢市岡本町財産区岡本会館 2 階小会議室
- 3 付議すべき事件
議案第 3 号 平成 28 年度伊勢市岡本町財産区歳入歳出決算の認定を
求めることについて

伊勢市告示第 86 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 1 項の規定に基づき地縁による団体を次のとおり認可しましたので、同条第 10 項の規定により告示します。

平成 29 年 7 月 14 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 名称

王中島区

2 規約に定める目的

本会は、次の各号に掲げる地域的な共同事業等を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。

- (1) 回覧板の回付等、区域内の住民相互の連絡と親睦
- (2) 美化・清掃等区域内の環境の整備
- (3) 公民館等の施設及び備品の維持管理
- (4) その他、目的を達成するために必要な事項に関する事。

3 区域

本会の区域は、伊勢市御菌町王中島 1 番地 2 から 1005 番地 3 までの区域とする。

4 主たる事務所

本会の事務所は、伊勢市御菌町王中島 594 番地に置く。

5 代表者の氏名及び住所

世古口 光生

伊勢市御菌町王中島 1002 番地

6 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無

なし

7 代理人の有無

なし

8 規約に定める解散の事由

(1) 本会は、地方自治法第 260 条の 20 の規定により解散する。

(2) 総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の 4 分の 3 以上の承認を得なければならない。

9 認可年月日

平成 29 年 7 月 10 日

伊勢市教育委員会告示第9号

伊勢市教育委員会会議を次のとおり招集します。

平成29年7月13日

伊勢市教育委員会

教育長 北村 陽

記

- 1 日 時 平成29年7月20日（木）午後7時00分
- 2 場 所 伊勢市教育委員会（小俣総合支所）2階 第1・2会議室
- 3 会議に付する事件
 - 議案第60号 伊勢市体育施設条例施行規則の一部改正について
 - 議案第61号 伊勢市体育施設指定管理者選定委員会規則の制定について
 - 議案第62号 伊勢市教育用コンピュータ調査委員会規則の制定について
 - 議案第63号 平成30年度使用小学校用「特別の教科 道徳」教科用図書の採択について
 - 議案第64号 奨学生の決定について

伊勢市公告第 51 号

公 示 送 達

下記の者の平成 28 年度介護保険料督促状は、住所、居所等が不明のため送達することができないので、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 143 条において準用する地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 の規定により、公示送達をします。

なお、当該書類は、健康福祉部介護保険課に保管してありますから、来庁の上、受領してください。

平成 29 年 7 月 7 日

伊勢市長 鈴木 健 一

記

氏 名	住 所	被保険者番号
省略	省略	省略

省略	省略	省略

伊勢市公告第 52 号

公 示 送 達

下記の者の平成 29 年度介護保険料納入通知書は、住所、居所等が不明のため送達することができないので、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 143 条において準用する地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 の規定により、公示送達をします。

なお、当該書類は、健康福祉部介護保険課に保管してありますから、来庁の上、受領してください。

平成 29 年 7 月 7 日

伊勢市長 鈴木 健 一

記

氏 名	住 所	被保険者番号
省略	省略	省略

省略	省略	省略

伊勢市公告第 53 号

公 示 送 達

下記の者の差押調書（謄本）は、住所、居住等が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 の規定により公示送達をします。

なお、当該書類は、総務部収納推進課に保管してありますから、来庁の上、受領してください。

平成 29 年 7 月 13 日

伊勢市長 鈴木 健 一

記

公示送達を受けるべき者の氏名及び住所

氏 名	住 所
省略	省略

伊勢市公告第 54 号

公 示 送 達

下記の者の平成 26 年度、平成 27 年度及び平成 28 年度介護保険料納入通知書は、住所、居所等が不明のため送達することができないので、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 143 条において準用する地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 の規定により、公示送達をします。

なお、当該書類は、健康福祉部介護保険課に保管してありますから、来庁の上、受領してください。

平成 29 年 7 月 14 日

伊勢市長 鈴木 健 一

記

氏 名	住 所	被保険者番号
省略	省略	省略

伊勢市公告第 55 号

伊勢市地域農業の振興に関する計画を変更するので、農業振興地域の整備に関する法律施行規則（昭和44年農林省令第45号）第4条の4第1項第27号ロの規定により公告し、当該計画の変更案を公告の日から30日間縦覧に供します。

本市に住所を有する者は、当該計画の変更案に対し意見があるときは、縦覧期間満了日までに市に意見書を提出することができます。

平成 29 年 7 月 14 日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 伊勢市地域農業の振興に関する計画の変更案の縦覧期間
自 平成 29 年 7 月 14 日
至 平成 29 年 8 月 13 日

- 2 伊勢市地域農業の振興に関する計画の変更案の縦覧場所及び意見書の提出先

伊勢市産業観光部 農林水産課 御菌総合支所 1 階

郵送 〒516-8501

伊勢市御菌町長屋 1221 番地 伊勢市役所 農林水産課

T E L 0596-22-0370

F A X 0596-21-5605

電子メール nourin@city.ise.mie.jp

3 意見書の提出方法、提出に当たっての留意事項

意見書は、提出先に直接持参するか、郵送、ファクシミリ又は電子メールで提出してください。

意見の要旨並びに住所、氏名及び電話番号（法人にあつては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地及び電話番号）を明記してください。

伊勢市議会公告第1号

伊勢市議会基本条例を制定したいので、伊勢市政策意見提出制度（パブリック・コメント制度）実施要綱（平成17年11月1日施行）第5条第3項の規定により、次のとおり伊勢市議会基本条例（案）を公表します。

なお、伊勢市議会基本条例（案）について、次に定めるところにより伊勢市議会に意見を提出することができます。

平成29年7月12日

伊勢市議会議長 浜口和久

1 公表する条例案

(1) 伊勢市議会基本条例（案）

案は省略し、次項に掲げる場所に備え置いて縦覧に供します。

2 縦覧場所

- (1) 議会事務局
- (2) 総務部総務課
- (3) 伊勢市役所東庁舎1階介護保険課前
- (4) 二見総合支所生活福祉課
- (5) 小俣総合支所生活福祉課
- (6) 御園総合支所生活福祉課
- (7) 神社支所
- (8) 大湊支所
- (9) 宮本支所
- (10) 浜郷支所

- (11) 豊浜支所
- (12) 北浜支所
- (13) 城田支所
- (14) 四郷支所
- (15) 沼木支所
- (16) 伊勢市立伊勢図書館
- (17) 伊勢市立小俣図書館
- (18) 伊勢市生涯学習センター（いせトピア）
- (19) 伊勢市二見生涯学習センター
- (20) いせ市民活動センター

3 縦覧期間

自 平成 29 年 7 月 14 日（金）

至 平成 29 年 8 月 14 日（月）

4 意見の提出

(1) 意見を提出することができる者

ア 市内に住所を有する者

イ 市内に事務所又は事業所を有する者

ウ 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者

エ 市内に存する学校に在学する者

オ 本市に対して納税義務を有する者

カ アからオまでに掲げるもののほか、政策意見提出制度に係る事案に利害関係を有する者

(2) 意見の提出方法

氏名及び住所を明記の上、「伊勢市議会基本条例（案）」に対する意見として、伊勢市議会事務局に持参、郵送、ファクシミリ又は電子メールで提出してください。

[提出先]

伊勢市議会事務局 伊勢市役所小俣総合支所 3階

郵送 〒519-0592

伊勢市小俣町元町 540 番地

伊勢市議会事務局宛

ファクシミリ 0596-21-5631

電子メール gikai@city.ise.mie.jp

(3) 意見の提出期限

平成 29 年 8 月 14 日 (月) 【必着】

(4) 問い合わせ先

伊勢市議会事務局 電話 0596-21-5630